

加入に関する規則

第1条 この規則は、一般社団法人沖縄県建設業協会定款第7条の規定に基づき、本協会に加入しようとする者について必要な事項を定め、適正な事業運営を図ることを目的とする。

第2条 本会に加入しようとする者は、次のすべての条件を満たすものとする。

- (1) 建設業法に基づく許可を受けていること
- (2) 加入申請時に法人組織であること
- (3) 沖縄県の入札参加資格審査の格付を受けている者
- (4) その他
 - (イ) 建設業労働災害防止協会沖縄県支部に加入していること
 - (ロ) 建退共沖縄県支部に加入していること
 - (ハ) 社会保険(厚生年金、健康保険)、労働保険(雇用保険、労災保険)等の法定福利に係るものに加入していること
 - (ニ) 法定外労災補償制度(任意労働災害保険)に加入していること

第3条 前条に該当する加入申込者は、沖縄県建設業企業年金基金への加入並びに株式会社沖縄県建設会館の株主になることができる。

第4条 前2条に該当する加入申込人は、加入申込書に現会員2名(加入しようとする支部所属の理事又は監事1名以上含む)の推薦を受け、必要書類を添えて申込人所在地所管の支部に提出する。

第5条 前条加入申込書を支部が受理したとき、支部はこれを審議し、会員適格者と認めたときは、副申書を添え本部に進達する。

第6条 本部は前条の支部進達を受理したとき、これを理事会に付議しなければならない。

第7条 申込人は、前条により加入承認の通知を受けた日から30日以内に所定の加入金及び均等会費を納入しなければならない。但し、加入金の納入は、当該年度内に限り分割納入を認める。

第8条 会費は、均等会費及び按分会費とに分ける。

第9条 加入金及び均等会費は次のとおりとする。但し、沖縄県の入札参加資格審査の格付を受けている者については、土木、建築の何れかの上位ランクを持って次の加入金とする。

1 加入金	県内 格付 特A	50万円
	県内 格付 Aクラス以下	30万円
	県外	100万円
2 均等会費	96,000円 (月額8,000円×12ヶ月)	
	但し、入会した月より当該年度末(3月)までの月割とする。	

第10条 按分会費は、入会年度の完成工事高に応じて、別に定める按分会費賦課基準により、次年度から徴収する。

第11条 入会年月日については、加入金及び当該年度における均等会費が完納された日とする。但し加入金を分割する者については、初回分が納入された日とする。

第12条 再加入者及び分社化による新規加入者の取り扱いについては、別途取り決め事項によるものとする。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から適用する。

平成17年	8月8日	一部改正
平成21年	7月13日	一部改正
平成25年	4月1日	改正
平成25年	10月15日	一部改正
平成26年	5月9日	一部改正
平成29年	10月10日	一部改正

[※定款より] 第13条 会員が既に納付した入会金、会費その他拠出金品は、これを返還しない。

加入に関する内規

1. 本会に加入しようとする者は、本会の事業活動に協力できる者とする。
2. 加入申込人が加入申込書及び必要書類を提出するときは、所在地所管の支部に提出する。
3. 加入申込人が提出する書類は次のとおりとする。
 - イ) 加入申込書（推薦書）
 - ロ) 会社概要調書
 - ハ) 許可通知書の写し
 - ニ) 代表者の履歴書
 - ホ) 建設業労働災害防止協会沖縄県支部加入証明書（写し可）
 - ヘ) 建退共沖縄県支部履行証明書（写し可）
 - ト) 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険の加入証明書
 - チ) 法定外労災補償制度（任意労働災害保険）加入証明書
 - リ) 申請時直前の経営事項審査結果通知書の写し
 - ヌ) 工事経歴書及び直前3年の各営業年度における工事施工金額（年度報告様式第2号及び様式第3号）の写し
 - ル) 沖縄県入札参加適格合格通知書（格付通知）の写し
 - ヲ) 営業の沿革（許可申請書様式第20号）の写し
 - リ) 登記簿謄本
4. 株式会社沖縄県建設会館の株主になろうとする者は、上記3の提出書類に株主申込書を追加すること。
5. 加入申込人が加入承認の通知を受けた日から30日以内に納入する金額は、規定に定める加入金と均等会費とする。
但し、加入金を分割する者は、初回納入分を除いた支払い計画を事前に提出すること。なお、納入金額は1回あたり10万円以上とする。
6. 所定の金額が期日までに納付がない場合は、原則として入会承認を取り消すこととする。なお、加入金を分割する者についても、支払い期日を超過した場合、同様の取り扱いとする。
7. 株式会社沖縄県建設会館株式買取資金の10万円(1株)とし、加入承認の通知を受けた日から30日以内に納入すること。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から適用する。

平成17年8月8日一部改正

平成21年7月13日一部改正

平成25年4月1日改正